## $\bigcirc$ 総 務 省 令第 匹 号

立 一行 独 政 立 法 行 政 人 郵 法 便 人 貯 通 金 則 簡 法 易生 平 命 成 保険 十 一 年法 管 理 律 郵 第百三号) 便局ネッ 1 第三十 ワ ĺ 八 ク支援機構 、条第一 項及び に関 第二項 す る省令  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 部 に を改正 基づ き、 する 独

令 和 四年二月三日 省令を次

のように定め

る。

総 務 大 臣 金子 恭之

独立 行 政 法 人 郵 便 貯 金簡易: 生命! 保 険管 理 • 郵 便 局 ネ ットワ ] - ク支援: 機 構 に関 す んる省 令  $\mathcal{O}$ 部 を

改正する省令

総

務

省

令

第

九

+

凣

号)

0

部を

次

 $\mathcal{O}$ 

ように改

正

する。

独 立 行 政法 人 (郵便貯 金簡易生命 保 | 険管 理 郵 便局、 ネ ツト ワ ĺ ク支援機構に関する省令 伞 成十 九 年

傍線 ŧ 対 規定 象 0 次 規 は、 を付 0 の傍線を付 定 表によ とし これを加える。 L た規 り、 7 移 定 した部 動 改 ( 以 下 Ē 分のように改め、 前 欄に 改 対象規定」という。 正 一後欄 掲げ る規定 に掲 げ 改正 る対象  $\mathcal{O}$ 傍 前 線 を付し 規定で改正 欄 及 は、 び た 部 改 改 正 正 後欄 前 前 分をこれに順次対応する改正 欄 欄 に対応 にこれ に · 掲 げ に る対 して掲げるその標 対応 象 規定を改 するも 0 を掲 正 後 後欄 記 げ 欄 部 7 に 分に二重 に 1 掲 撂

な

げ

る

げ

る

改 正 後	改 正 前
(会計監査報告の作成)	(会計監査報告の作成)
第二十九条の二 [略]	第二十九条の二 [同上]
[2 略]	[2 同上]
3 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事	3 [同上]
業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成	
しなければならない。	
[一~三 略]	[一~三 同上]
四 第二号の意見があるときは、事業報告書(会計に関する部分を除く。)の内容と通則法第	[新設]
三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報	
告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告す	
べき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容	
<u> </u>	回 [厄斗]
	<b>荆</b> [厄斗]
廿 [略]	
4 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人	4 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人
の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項	の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項
とする。	とする。
一 会計方針の変更	一 正当な理由による会計方針の変更
[二•三 略]	[二・三 同上]

附

則

この省令は、公布の日から施行する。